

長野市中山間地域農業活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、中山間地域に存する遊休農地を復元する等地域農業の活性化を推進するため、中山間地域の地区委員会及び中山間地域内に農地を有する農業者の団体並びに農業協同組合が実施する中山間地域における農業・農村を振興させるための主体的な活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 浅川、小田切、芋井、信里、西条、豊栄、保科、七二会、信田、更府、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の15地区をいう。
- (2) 地区委員会 中山間地域における農業の活性化を目的として地区の特性を活かした遊休農地の解消及び利活用の方策を検討・策定し、及び実践するために組織する地区遊休農地活性化委員会をいう。
- (3) 地区委員会運営事業 遊休農地の解消及び利活用の方策を検討、策定及び実践する事業をいう。
- (4) 農業・農村振興活動支援事業 収穫祭、市内外における農産物のPRイベントその他当該中山間地域における農業・農村の振興に資する事業をいう。
- (5) 優良農地復元事業 中山間地域に存する遊休農地を優良な農地として復元する事業をいう。
- (6) 振興作物導入事業 中山間地域において振興することが妥当であると認められる作物（以下「地区振興作物」という。）の種苗を農業者に提供する事業をいう。
- (7) 実験農場運営事業 遊休農地を利用して中山間地域での普及が見込まれる作物を栽培管理することにより、当該作物の導入の適否並びにその栽培方法を調査及び研究し、かつ、遊休農地の解消に向けた啓発活動を行うための展示の用に供するための農場を運営する事業をいう。
- (8) えごま栽培普及促進事業 中山間地域におけるえごまの栽培の普及及び促進を図る事業をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、地区委員会及び中山間地域内に農地を有する農業者の団体で市長が認めるもの並びに農業協同組合とする。

(対象経費及び補助率等)

第4 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。この場合において、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市、県等から遊休農地の復元に関する補助金の交付を受ける場合には、優良農地復元事業に係る補助金は、交付しないものとする。

(補助金の申請等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市中山間地域農業活性化事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実施計画書

(2) 収入支出予算書

(3) 地区委員会又は事業実施農家団体の名簿(農業協同組合が申請する場合を除く。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の内容の変更等)

第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市中山間地域農業活性化事業変更承認申請書(様式第2号)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市中山間地域農業活性化事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市中山間地域農業活性化事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実施報告書

(2) 収入支出決算書

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求書)

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市中山間地域農業活性化事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(文書の様式)

第9 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成22年長野市告示第222号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年長野市告示第151号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年長野市告示第199号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年長野市告示第438号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の長野市中山間地域農業活性化事業補助金要綱の規定は、平成27年度分以後の補助金について適用する。

附 則（平成29年長野市告示第 112号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年長野市告示第 224号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（長野市山村畑作地域活性化事業補助金交付要綱の廃止）

2 長野市山村畑作地域活性化事業補助金交付要綱（平成16年長野市告示第 368号）は、廃止する。

別表（第4関係）

事業	対象となる経費	補助率等	備考
地区委員会運営事業	地区委員会の運営に係る会議費、印刷費、旅費、消耗品費、通信運搬費、報償費、賃借料その他必要な経費	10分の10以内。 ただし、5万円を限度とする。	日当等の人件費に相当する経費を除く。
農業・農村振興活動支援事業	事業の実施に係る会議費、印刷費、旅費、消耗品費、通信運搬費、報償費、賃借料、備品購入費その他必要な経費	10分の10以内。 ただし、10万円を限度とする。	
優良農地復元事業	遊休農地を優良な農地として復元するために実施する抜根、深耕等に要する委託費、機械賃借料その他必要な経費	10分の5以内	受益戸数が1戸以上で、かつ、受益面積が5アール以上であること。
振興作物導入事業	地区振興作物の種苗の購入に要する経費。ただし、農業協同組合が実施する場合は、市長が指定する種苗の購入に要する経費とする。	10分の3以内	優良農地復元事業と同時に実施する場合は、対象経費に土壌改良材等の購入に係る経費を含むものとする。
実験農場運営事業	農場運営のための土地又は機械の賃借料、種苗・農薬の購入費、試験費、その他農業用資材購入に要する経費	10分の10以内。 ただし、10万円を限度とする。	
えごま栽培普及促進事業	えごまの栽培に関する研修等の開催、出席等に要する会議費、印刷費、旅費、消耗品費、通信運搬費、報償費、賃借料、備品購入費その他必要な経費	10分の10以内。 ただし、10万円を限度とする。	